

殆ど存在しない (Coulon et al, 2004) ことと軌を一にしている。もっとも国民教育省においては、次項に述べるように重ねて教員制度の改革について検討してきたが、本格的に改革が取り組まれたのは大学自由・責任法 (LRU) 以降のことである。それにもかかわらず、教授法についてはその後の議論で殆ど取り上げられず、例えば LRU を受けて教員制度改革を検討した国民教育省宛調査報告書である Schwartz (2008) は、各大学に教授法教育センター (service de formation à la pédagogie) を設置することを提言するに止まっている。

4. 大学教授職に関する議論の動向

4-1. 改革に向けた議論の展開

大学教員に関する制度については、その職務内容や採用、評価など多岐に渡って、これまでに様々な課題が指摘されてきた。例えば、教員の採用に関して、学問領域毎に教員の選考過程を詳細に分析した Musselin (2005) は学内候補者の選考に際しては学術的業績・能力以外の要素が多分に考慮されることを指摘し、Lazar (2001) は学術的要素以外の事項が不当にかつ恣意的に判断材料として用いられることの不当性を糾弾した。他方、全国の採用状況を調査した Godechot & Louvet (2008) は、学内候補は学外候補と比較して平均で18倍高い確率で採用されており、しかもその傾向は近年強まっていることを報告した。Godechot & Louvet はこうした慣行を「地域主義 (localisme)」と称して、長期的には機関の教育研究水準の低下につながる可能性に言及しつつ、流動性を高めるべきことを指摘した。この「地域主義」の問題は多くの大学関係者が指摘しており、大学自律性拡大の検討の中で、教員の昇進審査にかかる CNU と大学 (執行部) の権限配分をどのように決定するかは、今日に至るまで重要な論点の一つとなっている (Beaud, 2009)。

国民教育省においても、大学教員にかかる制度は長い間議論の対象とされてきた。1994年に同省に提出された報告書 (クネ報告) は、大学評議会 (CNU) による教員資格審査を廃止して、大学の採用にかかる権限の大幅拡大を提言した (Bénichou, *imprécise*)。その理由として、資格を得る者は教員募集数を大幅に上回っており教員採用の実態に合わないこと、CNU の資格審査は個々の教員職の特性を反映しないこと、資格は大学勤務者 (主として ATER) に優先して与えられて大学外 (研究機関や産業界) の者や博士号取得間もない者が不利に置かれていること、大学教員としての基礎的資格は博士号や研究指導資格で十分であることなどを挙げている。

2001年の大学教員の職務に関する報告書 (エスペレ報告 (Espéret et al, 2001)) は、大学教員の職責を法令で詳細に一律に決めることは硬直的過ぎ、明確な規定がない教育・研究外の業務の軽視の一因になっているなどとして、勤務時間—特に教育に従事する時間—を個々の教員毎に

柔軟に定めることを認めるよう求めた。そしてエスペレ報告は、各大学が教員毎に個別契約 (contrat individuel) を締結して、現場の必要に応じて職責を定めることを提言した。また、職業教育に不可欠とされる実習が低く位置付けられていることを批判しつつ、演習と実習にかかる必要勤務時間 (講義相当) の区分を後者を前者に合わせる形で撤廃することを提言した。

教員＝研究員の地位を定めた政令第84・431号の改正にかかる2003年のベロック報告 (Belloc, 2003) は、大学教員の職務を国の法令で詳細に定めるのは世界でフランスがほぼ唯一の国であるとしつつ、現在の政令の規定は教員＝研究員に求められる職務の多様性に対応しておらず、その結果教育・研究以外の職務が十分に評価されていないと指摘した。ベロック報告は、教員＝研究員の業務を①教育 (教室内・遠隔あるいは初期・継続の区分をしない)、②研究 (博士論文執筆指導を含む)、③管理運営業務 (activités d'animation et de responsabilité collective) (教育チームの統括、学生受入れ担当、研究活用、国際的な教育課程にかかる交渉等) の三つに区分し、②については業務の一覧を作成した上で、各種業務毎に従事時間を算出するための換算表を整備することを提言した。また、ベロック報告は、教員の多くが研究について殆ど評価を受ける機会がないとしつつ、全ての教員の研究業績について厳格な評価を実施し、教員＝研究員を、優 (niveau supérieur) ～現在のフランス大学研究院 (Institut universitaire de France: IUF) ¹⁹ 水準相当、良 (niveau intensif) ～博士課程・研究指導奨励金 (prime d'encadrement doctoral et de recherche: PEDR) ²⁰ 受給水準相当、可 (niveau standard) ～必要とされる最低の水準、以上の3段階に格付けすることを提言した。

高等教育改革全般について取り扱った2007年のシャバル等による報告書 (Chabbal et al, 2007) は、教員募集についての学長の権限拡大を提言している。シャバル等は、選考委員会の委員の任命、推薦順位の変更、選考された者の拒絶にかかる権限を学長に付与することを提案した。国民教育省の一連の報告書は、主として大学長会議 (Conférence des Présidents d'Université: CPU) に代表される大学執行部の意向を反映して、一貫して大学の権限拡大を求めてきている。これに対して、大学評議会 (CNU) 及び専門家委員会の構成員を始めとする教員の多くが反対してきたところである。

このように大学教員について議論が展開される中、関連する制度は重ねて改革が図られており、

¹⁹大学における高度研究の支援及び優れた若手研究者育成を目的として1991年に設置された教育省の機関。5年間の任期で選考された大学教員で構成され、当該教員は所属大学で教育研究に従事するが、その間研究費が支給されるとともに教育に関する負担が軽減される。

²⁰教員＝研究員を対象として、申請に基づき CNU の審査を経て、特定の研究指導業務等に対応して支給される手当である (期間4年)。2009年、学術的卓越奨励金 (prime d'excellence scientifique: PES) に置き換えられた。

漸次ではあるものの、大学の自律性拡大に伴って教員を含む人事に関する大学の権限拡大が図れてきた (Chevaillier, 2001)。しかしながら、教員制度の基本的枠組は長きにわたって維持され、根本的な改革が図られたのは現政権であるサルコジ大統領／フィヨン内閣の下のことであった。

4-2. サルコジ＝フィヨン政権下の改革 (2007年以降)

2007年の大統領選挙に勝利したニコラ・サルコジは、選挙の際の公約に大学改革を挙げていた。同大統領の下で同年5月に発足したフィヨン内閣は、長年の政府懸案であった大学自由・責任法 (LRU) を、発足早々の8月に成立させた²¹。LRU は2009年から適用され、2011年までに73大学 (全体の9割) が新制度に移行した²²。LRU がもたらした改革は、例えば学長の権限拡大、管理運営評議会の権限拡大と委員数削減による意思決定の迅速化など、主として大学の管理・運営にかかるものである。それに加えて同法は、大学教員制度についても重要な改革を盛り込んでいた。

大学自由・責任法 (LRU) を受けて国民教育省は、大学教員やその他の専門家で構成される委員会 (Commission de réflexion sur l'avenir des personnels de l'enseignement supérieur) を設けて、教員＝研究員にかかる政令第84-431号の全面改正の検討を始めた。同委員会は、2008年6月、国民教育大臣に報告書 (Schwartz et al, 2008) を提出し、それに基づいて国民教育省は改正案を同年秋に公表した。政令案の要点は、一つには教員の採用・昇進における大学と大学評議会 (CNU) の権限配分及び学内選考の在り方の見直しであり、もう一つには、教員の職責を大学が設定できるようにすること、そしてそれに伴う継続的な教員評価の導入であった。

こうした機関の権限を拡大することを主内容とする政令案に対して、大学界の各方面から批判が相次いだ。教員組合はもちろん、「大学を救おう (Sauvons la recherche!)」²³や「フランスの学術的質 (Qualité de la Science française; QSF)」等の既存の団体による抗議に加えて、「大学を護るための集団 (Collectif pour la défense de l'Université)」の結成と反対声明の採択²⁴、ル・モンド紙上での反対請願の募集²⁵など様々な全国的運動が新たに起こった。また、改革案の

²¹その制定の経緯や内容については大場 (2010) 参照。

²²この間の大学の統合により総大学数は85から83に減少した。

²³政府による研究推進制度改革に反対する研究者によって2003年に始められた運動とその後に結成された団体 (association)。その活動は研究政策や2006年の研究計画法に一部反映され、今日まで引き続いて行われている。岡山 (2008) 及び西山 (2005) 参照。

²⁴<http://www.guglielmi.fr/spip.php?breve275> (平成22年1月11日)

²⁵« Université: pas de normalisation par le bas » Le Monde du 6 janvier 2009.

一部については、基本的には国民教育省の方針を支持してきた大学長会議（CPU）も反対意見を表明した（後述）。その結果、各地の大学で抗議集会が開催されるとともに講義停止やストライキなどの行動も相次ぎ、それらの動きに改革を教育軽視と受け止めた学生団体も同調した結果、多くのキャンパスが閉鎖され、政令反対運動は全国的規模で広範に展開されることとなった。

こうした反対運動の展開を前にして、政府は教員組合等との交渉を進めつつ政令案を数次にわたって見直し、漸く2009年4月23日、政令第84-431号を改正する政令第2009-460号によって本件は解決を見た。既に教員採用・昇進についての改革は記述しているので、以下、大学自由・責任法及び政令第2009-460号から教員の職責及び教員評価について概要を記す。

4-2-1. 教員の職責

教員の職責（obligations de service）については、従前政令で細かく定められていたものが（教員＝研究員の場合、講義128時間相当）、法令に準拠して管理運営評議会が定めることに改められた（LRU 第19条の教育法典 L. 954-1条関連）。大学自由・責任法の関連規定を具体化した政令改正案に対して大学長会議（CPU）は、2009年1月5日、大統領宛の公開書簡²⁶において教員の職責設定問題を取り上げ、教員の職務内容の変化（特に遠隔教育の発達に伴う変化）に対応した職責の柔軟化は不可欠としつつも、政令改正案の基本的構想—研究水準が低いとされる者に教育を多く負担させる—が不安を煽っているとして、当該改革案に否定的な考えを示した。CPU は、かかる構想は教育活動を「制裁」として教員に課すものであって、大学の最も重要な活動である教育を軽視しており、また、学問領域間や教育課程間の相違を無視して一律の基準で研究水準を評価して教員の教育負担を増減し、更に研究で低く評価された者から研究時間を奪うことによってその水準を上げる可能性を失わせるものであると批判した。そして、それぞれの教員が置かれた多様性に配慮しつつ、大学と教員の間の個別の契約によって職責の柔軟化を図るようにすることを政府に求めた。他方、職員組合等は CPU の見解に同調しつつも、それに加えて職責の変更が大学執行部の恣意に基づいて行われることに強い懸念を示した。その結果、職責の割合を変更する際には本人の同意が必要とされることが決められた。

²⁶Lettre ouverte au Président de la République « Chronique d'une crise annoncée dans les universités 》。この書簡で取り上げられた主たる論点は、教員＝研究員にかかる政令改正以外に、初等中等教員の養成（養成課程の修士化）及び学位（免状）のパチカンとの相互認証である。

4-2-2. 教員評価

国民教育省は、教員は昇進等の機会を除いて評価を受けることがないとしつつ、これまで反発の強かった継続的な教員評価 (Dejean, 2002) の導入を図った。教員組合等は、かかる評価は学問領域の相違等を見放した単なる採点・順位付 (notation) であって、政令改正に反対する教員へ対抗するための「宣伝文句 (formule slogan)」として政府は利用しているとして強く反発した (Beaud, 2009)。本件に関連してサルコジ大統領は、2009年1月22日のテレビ放送で、「幾つかの領域では、同等の予算で、フランスの研究者は英国の研究者と比較して3〜5割出版物が少ない」などと発言し、フランスの研究水準に懸念を表し物議を醸したことが注目される²⁷。この発言に大学教員を始めとする研究者は激しく反発し、中でもフランス大学研究院 (IUF) に所属する大学教員が連名で公開書簡²⁸を大統領に提出し、かかる言動は受け入れ難いと述べて当該発言を強く非難した。本件は、大統領が IUF の研究者等を昼食会に招聘するなどして融和を図ったこと²⁹などにより政令改正に決定的な影響を与えるまでには至らなかったものの、政府と大学教員間の相互不信を象徴する事件であった。最終的には、各教員は4年毎に業績評価を受けることとなり、各大学は教員の職責や昇進等の決定の際にその評価結果を参酌することとされた。

おわりに

フランスの大学教員にかかる制度は、同国の中央集権的な高等教育制度と公務員制度を反映して、極めて硬直的で全国一律の基準の下で運用されてきた。その制度は、1968年の自律的大学創設 (フォール法制定) 以降、大学の自律性拡大が図られてきた中で、次第に大学の権限を拡大する方向で改革がなされてきた。しかしながら、度重なる改革にも関わらず制度の根幹は殆ど近年まで維持され、大幅な改革を見たのは2007年のサルコジ＝フィヨン政権発足以降のことである。

同政権下で制定された大学自由・責任法制定に伴う教員制度改革の概要は上に述べた通りであるが、教員＝研究員制度にかかる改革案は2009年4月23日付の政令第2009-460号として公布されて漸く解決を見たものの、教員組合のうち最大規模の SNESUP-FSU は国民教育省との協議を拒否して最後まで反対姿勢を崩さず³⁰、今後の制度運用に不安材料を残すこととなった。E.

²⁷Le Monde interactif du 12 février 2009.

²⁸Institut Universitaire de France: « LA LETTRE DES 122 » à Monsieur N. Sarkozy, Président de la République Française, le mercredi 11 janvier 2009.

²⁹<http://sciences.blogs.liberation.fr/home/2009/03/nicolas-sarkozy.html>

³⁰Le Monde du 23 avril 2009 « Le décret sur les enseignants chercheurs adopté ».

フリートベルク（前組織社会学研究所長）は、改革の方向は概ね適切としつつも、当事者への協議不足といった点において手続に大きな問題があったと述べている（Friedberg, 2009）。

それにも関わらず、改革が進められていることは、フランス国内の社会の変化のみならず、ボローニャ・プロセス及びリスボン戦略の進展や高等教育の世界化を前にして、フランスの大学の改革が避け難いものとなっていることの現れであろう。同国の大学教員制度については、職責規定や評価制度を始めとして、その要素の多くが世界的に見れば例外的になっている（Musselin, 2009）。しかしながら、この LRU の規定は妥協の産物であり、教員制度に係る改革は、教員・学生等の強い反対を前にして徹底されなかったことも事実である。例えば、大学評議会（CNU）による教員の資格審査は維持され、一部の学問領域については上級教員資格（アグレガシオン）はほぼ必須の要件のままであり、教員採用・昇進の判断を大学に全面的に委ねることにはならなかった。また、他方において、流動性を実効的に高めるために、博士号取得直後の学内での採用禁止並びに准教授から教授への学内昇進禁止を求めるべきであったとする見解が見られる（Cahier de l'ORS n° 7, septembre 2007）。

大学教員の資格については、学問領域を基礎とする大学教授職が長期にわたって国民教育省と協働する形で大学評議会（CNU）において審査を行い付与してきた。その審査は、ほぼ排他的に研究業績に基づくものである。しかしながら、大学教授職と機関（執行部）の微妙な均衡に依存する当該制度は、近年の機関自律性の拡大の下で、次第に大学教授職から機関へと重心を移し、国が付与する資格の重要性は低下する傾向にある。しかし、こうした教員人事に関する機関の裁量拡大には情実人事や流動性低下を促すといった懸念が表され、他方において更なる裁量拡大が機関側から求められており、教授職と機関の緊張関係が今後とも続くことは確実である。

【参考文献】

- 石村雅雄（1991）「フランスの大学の設置形態の分析—特徴ある公施設法人（établissement public）の法制度的検討—」『京都大学教育学部紀要』第35号、165-176頁。
- 大場淳（2003）「フランスの大学における管理運営の変遷と自律性の発展—日本の国立大学の法人化とフランスの契約政策の比較考察—」『大学論集』第33集、37-56頁。
- 大場淳（2007）「フランスの大学教員と教授能力開発—教育改善のための一連の取組の中で—」有本章編『FD の制度化と質的保証〔前編〕（高等教育研究叢書91）』広島大学高等教育研究開発センター、81-105頁。
- 大場淳（2009）「フランスにおける博士教育制度の改革—LMD 導入と博士学院の整備をめぐって—」

- てー』『広島大学教育学研究科紀要第三部』第58号、283-292頁。
- 大場淳（2010）「フランスの大学改革—サルコジ＝フィヨン政権下での改革を中心に—」『大学論集』第41集、59-76頁。
- 大場淳（2010）「フランスの大学教授職—制度の概要と最近の改革の動向—」有本章編『21世紀型アカデミック・プロフェッション構築の国際比較研究』科学研究費補助金研究成果報告書、105-121頁。
- 大場淳（2011）「高等教育の市場化と政府統制—近年のフランスの大学改革を巡って—」大学論集第42集、19-35頁。
- 大場淳・夏目達也（2010）「フランスの大学・学位制度」大学評価・学位授与機構編『学位と大学』大学評価・学位授与機構研究報告第1号、大学評価・学位授与機構、93-159頁。
- 岡山茂（2008）「大学改革の日仏比較と学長たちの惑星的思考」『現代思想』第36巻第12号（平成20年9月）、143-153頁。
- 特殊法人の情報公開の制度化に関する研究会（1998）『特殊法人の情報公開の制度化に関する調査研究—特殊法人情報公開制度等に係る比較研究を中心として—』総務庁行政管理局。
- 夏目達也（2006）「フランスにおける大学教員職への準備教育制度—高等教育教員入門教育センター(CIES)における教育と学生の反応—」『名古屋高等教育研究』第6号、61-76頁。
- 夏目達也（2007）「フランスにおける大学院教育の質的向上—『博士教育センター』をめぐって—」『名古屋高等教育研究』第7号、187-207頁。
- 西山雄二（2005）「「研究を救おう！」グループの勝利から全国三部会開催までの動き」『アレゼール日本ニューズレター』No.3、5-7頁。
- フランス教育学会編（2009）『フランス教育の伝統と革新』大学教育出版。
- Aghion P. & Cohen É. (2004) *Éducation et croissance*. Paris: La documentation française.
- Belloc B. (2003) *Propositions pour une modification du décret 84-431 portant statut des enseignants-chercheurs*. Paris: MEN.
- Bénichou L. (imprécise) Rapport Quenet (1994): La condition des personnels enseignants de l'enseignement supérieur.
- Chabbal R. et al (2007) *L'enseignement supérieur en France – État des lieux et propositions*. Rapport établi sous la direction de François Goulard, Ministre délégué à l'Enseignement Supérieur et à la Recherche. Paris: MEN.
- Chevallier T. (2001) French academics: Between the professionals and the civil service. *Higher Education*. 41, 49-75.

- CNE = Comité national d'évaluation (2005) *Nouveaux espaces pour l'université: Rapport au président de la République 2000-2004*. Paris: CNE.
- Commission des finances, de l'économie générale et du plan (2006) *Rapport d'information en conclusion des travaux de la Mission d'évaluation et de contrôle (MEC) sur la gouvernance des universités dans le contexte de la LOLF*. Paris: Assemblée nationale.
- Coulon A., Ennafaa R. & Paivandi S. (2004) *Devenir enseignant du supérieur*. L'Harmattan, Paris.
- CPU = Conférence des Présidents d'Université (2003) *Les personnels dans l'université du XXIème siècle*. Texte d'orientation adopté en séance plénière le 19 juin 2003. Paris: Auteur.
- De Ketele J.-M. (2010) La pédagogie universitaire: un courant en plein développement. *Revue française de pédagogie*, 172, 5-13.
- Dejean J. (2002) *L'évaluation de l'enseignement dans les universités françaises*. Paris: Haut Conseil de l'Évaluation de l'École.
- DGRH = Direction générale des ressources humaines (2011) *Étude de la promotion 2011 des qualifiés aux fonctions de maître de conférences et de professeur des universités*. Paris: MEN-MESR.
- DGESIP = Direction générale pour l'enseignement supérieur et l'insertion professionnelle (2009) *Nouveau contrat doctoral : vademecum et textes officiels*. Paris: MESR.
- Espéret E. et al (2001) *Nouvelle définition des tâches des enseignants et des enseignants-chercheurs dans l'enseignement supérieur français*. Rapport au Ministre de l'Éducation nationale, Paris: MEN.
- Friedberg E. (2009) De l'inertie institutionnelle à l'incompétence de nos gouvernants. *Le Monde*. 16 janvier.
- Godechot O. & Louvet A. (2008) Le localisme dans le monde académique : un essai d'évaluation. [laviedesidee.fr.
http://www.laviedesidees.fr/Le-localisme-dans-le-monde.html](http://www.laviedesidees.fr/Le-localisme-dans-le-monde.html) (平成23年5月23日)
- IGAENR = Inspection générale de l'Administration de l'Éducation nationale et de la Recherche (2006) *Accueil et orientation des nouveaux étudiants dans les universités*. Paris: MEN.
- IGAENR = Inspection générale de l'administration de l'éducation nationale et de la